

金沢大学大学院法務研究科
2010年度「法理学」定期試験
7月30日(金)10:30-12:00実施/出題:足立英彦
解答・解説(70点満点)

一般的な注意:日常生活であまり使われない用語を用いる場合は、必ずその定義を述べること。

1. 次の語句をそれぞれ3行以内で説明しなさい。(各5点)

(a) 規範

解答 規範は規範文の意味であり、規範文は記述部分と義務様相(記述部分の内容を命じたり、許可したりすることを意味する部分)とから構成される文である。

解説 「規範は規範文の意味である」という答えだけでも正解としたが、この授業の根幹を成す概念であるので、正確に答えていただきたかった。

(b) 原理

解答 原理とは、定められた内容が法的な可能性及び事実的な可能性と相関的に可能な限り実現されることを命じる規範である。ここで「法的な可能性と相関的に」とは、当該原理をどの程度実現すべきかは、他の法的原理をも考慮して決定すべきということであり、「事実的な可能性と相関的に」とは、原理実現という目的に適合的であり、かつ、他の原理に対する侵害度が低い手段を選ばなければならない、ということの意味している。

解説 原理の性質を理解しているかを問う問題である。3行以内で書くことを求めているので、上記一文目だけでも正解とする。

(c) 実践的推論

解答 実践的推論とは、ある目的を実現すべきであるという規範と、ある手段を用いなければその目的が実現しないという記述命題から、その手段を用いるべきという規範を導く推論のことである。この推論は論理的には正しくないが、手段の副次的効果に注意するならば、通常は適切とみなされる推論である。

解説 実践的推論は、立法者の意図した立法目的を論拠として、または客観的な目的を論拠として法解釈を正当化する際に用いられるので、正確に理解しておくことが大事である。一文目だけでも正解とする。

(d) 反対推論

解答 反対推論とは、ある法令がある特定の要件 T にある特定の法的効果 R を結びつけている場合に、T ではない S を要件、R の否定を効果とする法規範を形成することである。

解説 法の欠缺補充の方法であることに触れていればなお良い。

2. 法規範を名宛人の違いによって分類する方法を説明せよ。なお、その分類方法によってなぜすべての法規範を分類できるのか、という点にも触れること。(10点)

解答 法規範は、具体的に名指ししうる特定の人を名宛人(義務を課される人)とする個別的法規範と、不特定のすべての人^{*1}を名宛人とする一般的法規範に分類することができる。

規範は記述部分と義務様相から構成される文(規範文)の意味であるが、その記述部分の真偽が定まらなければ、規範全体の真偽(有効か無効か)も定まらない。ところで、文の主語は、特定の人(定項)か不特定の人(変項)かのいずれかであるが、文の真偽が定まるのは、前者か、後者のうち主語が全称量化または存在量化されているものに限られる。しかしながら、存在量化された主語を持つ記述部分を含む規範(「誰でもいいから、ある人が~をしなければならぬ」)を法規範として想定することは難しい。したがって法規範は、特定の人を主語(名宛人)とする個別的法規範と、不特定のすべての人を主語とする一般的法規範のいずれかであり、不特定のある人を主語とする規範は、少なくとも法規範としては考慮しなくてよいと考えられる。

解説 一般規範と個別規範以外の法規範を想定することが難しいことについて正しく説明できている答えはなかったので、個別規範と一般規範に分類できることを指摘していれば正解とした。なお、本講義では述語論理を利用しているのので、抽象的な一般名詞(たとえば「警察官」「医師」など)を主語とする文は、それを条件法の文に読み替えることによって、すべての人を名宛人とする一般規範とみなしたことに留意すること。

3. つぎの推論は論理的に正しいか、真理表を用いて説明せよ。(各5点)

(a) $A \vdash B$

解答

A	B
T	T
T	F
F	T
F	F

前提 A が真である 1、2 行目のうち、2 行目は結論 B が偽である。すなわち問の推論には反例があるので、論理的に正しい推論ではない。

解説 $A \rightarrow B$ がトートロジー(恒真)でないことを示してもよい。

^{*1} 議論領域に属する人に限定される。

(b) $A \rightarrow C, B \rightarrow C \vdash (A \vee B) \rightarrow C$

解答

A	B	C	$A \rightarrow C$	$B \rightarrow C$	$A \vee B$	$(A \vee B) \rightarrow C$
T	T	T	T	T	T	T
T	T	F	F	F	T	F
T	F	T	T	T	T	T
T	F	F	F	T	T	F
F	T	T	T	T	T	T
F	T	F	T	F	T	F
F	F	T	T	T	F	T
F	F	F	T	T	F	T

前提 $A \rightarrow C$ と前提 $B \rightarrow C$ がともに真となる 1, 3, 5, 7, 8 行目において、結論 $(A \vee B) \rightarrow C$ が偽となる場合はないので、問の推論は論理的に正しい。

解説 $((A \rightarrow C) \wedge (B \rightarrow C)) \rightarrow ((A \vee B) \rightarrow C)$ がトートロジー（恒真）であることを示してもよい。なお、問の推論は類推推論の説明で利用した。

4. ある人のある行為に対する判断（たとえば裁判官の判決）が規範として、またとくに法規規範として有効（真）であることを論証するためには、どのようなことを示さなければならないか。次の語句を用いつつ説明せよ。なお、具体例を挙げて実際に論証する必要はない。（20点）

「論理的に正しい推論」「分配的正義」「法源」

解答 ある判断が規範として有効（真）であるためには、(1) 論理的な推論の結果であること、(2) その論理的推論の前提には少なくとも一つの一般的規範が含まれていること、(3) 前提はすべて真であること、が必要である。

第一に、ある規範的判断が真であるためには、それが論理的に正しい推論の結果であることを示さなければならない。ある規範的判断が有効であることを直接、何らかの方法で（たとえば直感によって）論証できることは稀である。そのような直接的論証が無理な場合、すなわちほとんどすべての場合において、規範的判断が有効であることを証明するための唯一の方法は、真または有効であることを論証できる諸前提からその判断を論理的に導ける、ということを示すことである。

第二に、その推論の前提には、少なくとも一つの一般的規範が含まれていなければならない。これは、我々が分配的正義（「等しき者を等しく扱え」という規範）を正しさの判断基準の一つとして受け入れていることによる。分配的正義の原則によれば、同じ性質を有する者に対しては、同じ扱いをしなければならない。この原則は、どのような性質を規準にして「等しき者」の集合を確定するのか、また、その者たちをどのように扱うべきなのかを語らない。どんな条件と効果をもつものであれ、とにかく一般的規範に従って判断することが求

められる。

第三に、推論の前提はすべて真または有効であり、それらが真または有効であることを論証できなければならない。なお、前提に含まれる一般的規範が有効であることを論証するために、それが法源（とくに制定法）から導けることを示せる場合、すなわち、その一般的規範が有効であることを法的に示せる場合、その一般的規範を含む前提から論理的に導かれる結果は法的な判断（個別的法規範）であるということができる。

5. 自分で問題を作って答えなさい。なお、解答は3行以上の文章であること。(10点)

解答 略

解説 問題に対して適切な解答を示せていれば正解とした。

参考情報

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
11	11	0	53.9	76.8

* 定期試験上位得点者数: 70点2名、68点2名。

以上(2010年8月5日)

以上